

3. 雲仙プラン100推進体制について

今後の雲仙プラン100の推進体制を以下に示す。

◆名称 雲仙プラン100地域づくり委員会（※将来 NPO 化を目指す）

◆設置目的

- ① 雲仙プラン100の基本理念、将来ビジョンの実現と、そのための各行動計画を推進していく中間支援機能の発揮
- ② 各種アクティビティ・コーディネート・ツアーデスク等、雲仙地域に不足している機能と、委員会を持続運営していくための収益機能の発揮

◆会員・会費制(想定)

会員種別	内容	議決権	年会費
正会員	委員会の目的に賛同して入会し、各事業に積極的に関わる個人	あり	12,000 円/年(1,000 円/月)
賛助会員	委員会の目的に賛同して入会し、各事業を賛助する団体及び個人	なし	法人・団体:30,000 円/年、個人:3,000 円/年、学生:2,000 円/年
特別会員	委員会の目的に賛同する、国及び地方自治体並びに公的広域機関	あり	無料

◆活動報告・意見交換会(=雲仙プラン100策定委員会に相当)

- 委員会の活動の進捗状況や年間計画等の報告を行い、報告内容やその他の評価や意見交換を行う。
- 概ね5年ごとの雲仙プラン100を見直す際にその意見を聞くことを想定。
 - ・ 雲仙地域活動報告・意見交換会(年2回程度):雲仙地域の各組織の長をはじめ雲仙地域の方々の参加を想定
 - ・ 島原半島・行政関係者・専門家活動報告・意見交換会(年1回程度):雲仙プラン100策定委員会メンバーをはじめ半島内外の方々の参加を想定

◆総会(=雲仙プラン100雲仙地域ワーキング+α(オール雲仙)のイメージ)

- 委員会の最高意志決定機関。最低年1回、会員全員が一堂に会し、以下を審議。
 - ・ 各行動計画の進捗状況の報告と評価
 - ・ 翌年の事業計画・収支予算、前年の収支決算・事業報告等

◆理事会(=雲仙プラン100ワーキング+αから選出のイメージ)

- 全会員より、会長、副会長、統括部門長を選出。それに部会長、副部会長をあわせて理事会を構成。
- 各部会の行動計画の進め方等、委員会の具体的活動の意志決定機関。
- 総会、報告・意見交換会に提出する様々な案の作成。
- 部会長同士が集まり、部会同士の活動のすりあわせ、横の連携、意思統一等を行う。

◆部会

- 地域の各組織からは会員を輩出。個人はそのまま参加。会員各自は、必ずどこかの部会に所属。
- 部会は、各担当行動計画を推進していく実働部隊(中間支援機能、収益機能を発揮)。
- 各部会ごとに、部会長、副部会長を選出。部会長を中心に、部会員全員で考え、実行する。内容によって、他部会と連携協働する。

◆理事会・各部会の役割と人事(平成23年12月11日～)

会長:宮崎高一、 副会長:福田努、林田政晋、 監事:豊田康裕、加藤一隆、自然保護官

事務・会計・調整:西久幸、福田統光、荒木正和、山口義彦、中蘭洋行

<理事会あずかり>

★行動計画全体の進捗状況管理、 持続可能な活動のための組織づくり、 組織運営

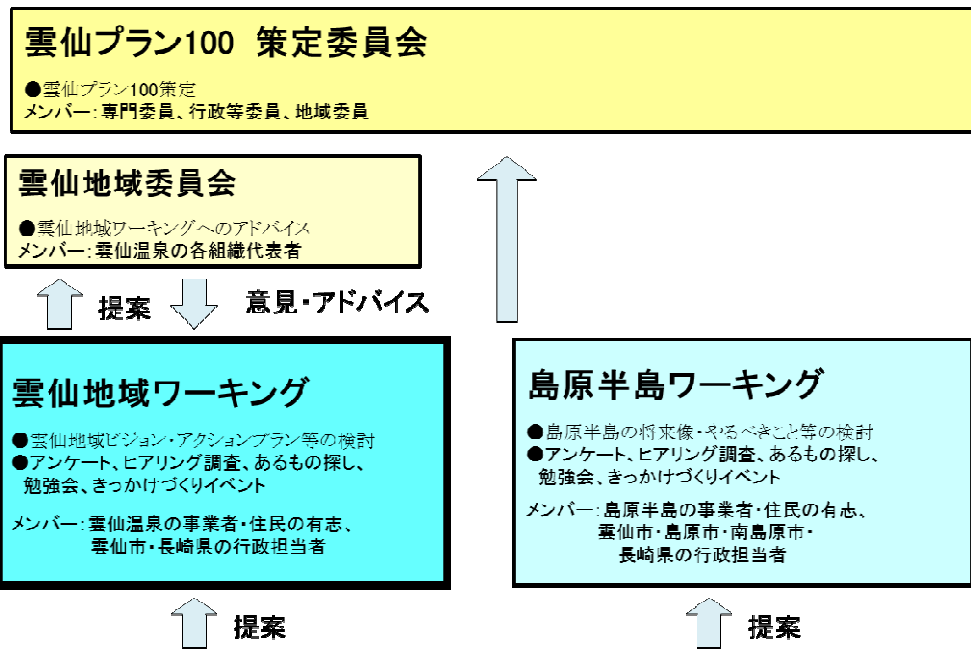
★雲仙全体のマーケティング・ブランディング戦略会議→各行動計画への反映

★5年ごとの行動計画の見直し

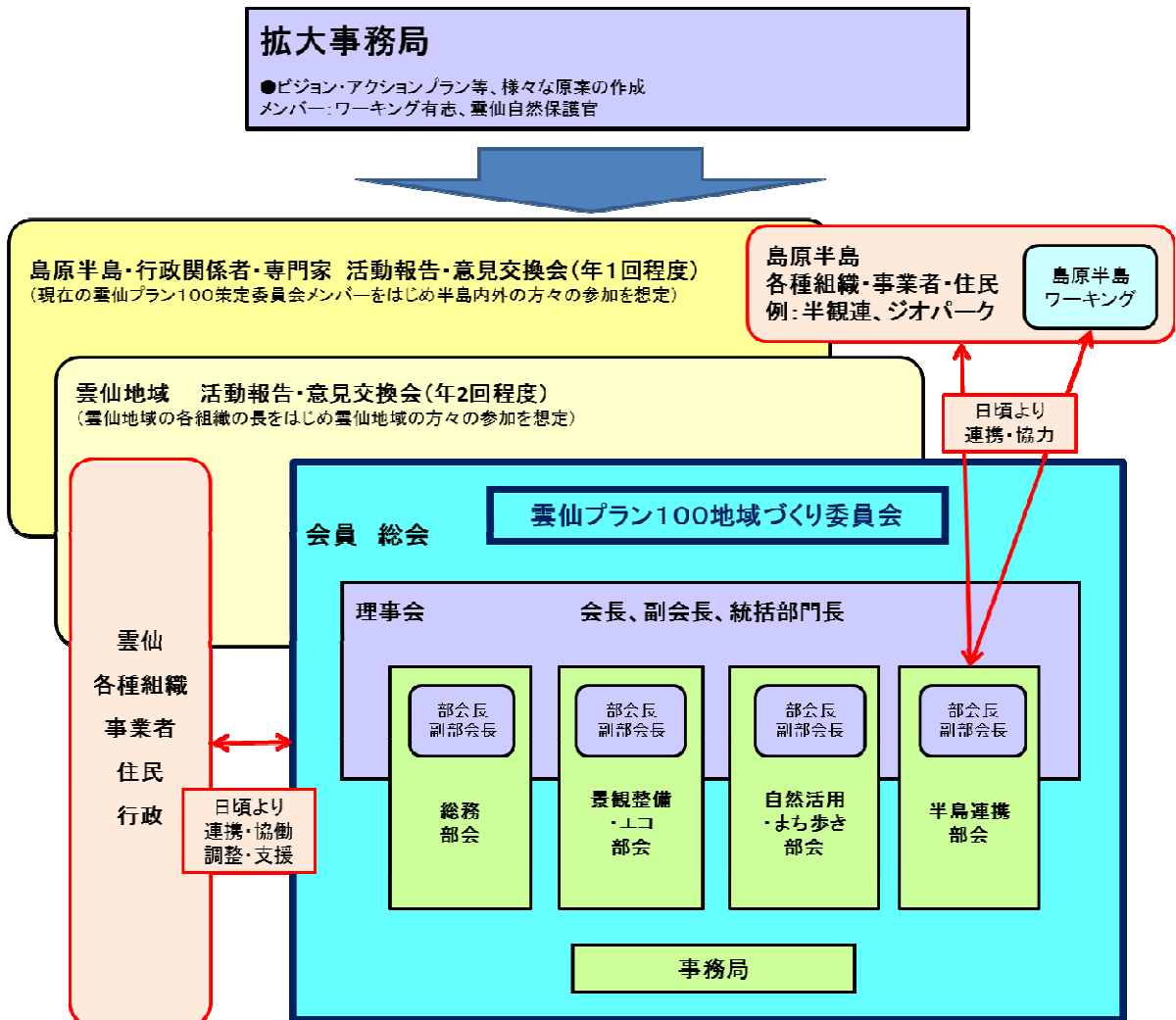
		部会長	副部会長	中間支援部門執行部(会長、副会長)		収益部門
				統括部門長:七條彰宣		
				<ul style="list-style-type: none"> ●雲仙プラン100の基本理念、将来ビジョンの実現と、そのための各行動計画を推進していく中間支援機能の発揮 ・各行動計画の実施、支援、調整、先進事例の収集、そのための各種連絡・調整 ・補助金の申請など各種申請書類の作成事務 		<ul style="list-style-type: none"> ●各種アクティビティ、コーディネート、ツアーデスク等、雲仙地域に不足している機能と本委員会を持続運営していくための収益機能の発揮
				<p style="text-align: center;"><担当行動計画></p>		
①	半島連携部会	荒木美智子	本多勝雄 関幹雄 松尾純伯 村上輝晃	戦略1	<ul style="list-style-type: none"> ★半島内の相互理解(半島WGと連携) ●地産地消、エコ・グリーンツーリズムの推進、防災学習の推進・修学旅行への活用、半島周遊コースづくり、ツアーデスクの設置運営、半島保全再生伝承、ジオパークの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種ガイドツアー紹介(ツアーデスク)事業(半島分)
②	景観整備・エコ部会	加藤宗俊	松野純也	戦略2	<ul style="list-style-type: none"> ★アクセス道路景観改善、参加型国立公園管理の推進、山岳保全管理の推進、雲仙保全再生伝承 ●ミヤマキリシマ・原生沼・温泉の保全、半島保全再生伝承、ジオパークの推進、防災学習の推進・修学旅行への活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●登山道管理、園地管理等の請負事業
			石田直正	戦略3	<ul style="list-style-type: none"> ★爛付けのエコ化・地獄景観の改善、仁田峠パーク&ライドの本格実施 ●自動車交通のエコ・安全化、宿のあり方検討、循環型まちづくり、ユニバーサルなまちづくり(障害者、外国人対応も)、緊急時の迂回路の確保、地産地消、エコ・グリーンツーリズムの推進、雲仙人育成、おもてなし力の向上 	
②	自然活用・まち歩き部会	七條彰宣	関貴治 森佑一郎	戦略4-1	<ul style="list-style-type: none"> ★地獄・白雲の池・絹笠山・山の魅力向上、放牧風景の復活 ●温泉の魅力向上、環境学習・修学旅行の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種アクティビティコーディネート事業(白雲の池、絹笠山、地獄、普賢岳…) ●各種ガイドツアー紹介(ツアーデスク)事業(雲仙分)
				戦略4-2		
			池田勝則 加藤隆太	戦略4-3	<ul style="list-style-type: none"> ★湯めぐり、歩いて楽しいまちづくり、魅力ある商店街・飲食店づくり、温泉街空間ブラッシュアップ ●おもてなし力の向上、温泉街中心地リフレッシュ、ファサード・湯川整備との協働、サイン統一、半島周遊コースづくり、ツアーデスクの設置運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●ツアーデスク設置運営 ●各種仲介事業(例:白雲の池BBQセット納入仲介、登山弁当仲介、オリジナルタオル仲卸)
				4-4	<ul style="list-style-type: none"> ●長期滞在に対応できる宿泊環境づくり 	
④	総務部会	石田真隆	内田裕一郎 市来勇人	戦略5	<ul style="list-style-type: none"> ★戦略的情報発信、情報共有、知恵とアイデアの共有、アンケート ★研修、雲仙人育成、おもてなし力の向上 ●大学との連携、半島外との広域連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種事業の収益管理 ●雲仙ING発行

明朝体: 部会同士で重複している項目=部会が連携して検討・調整・実施する

今まで



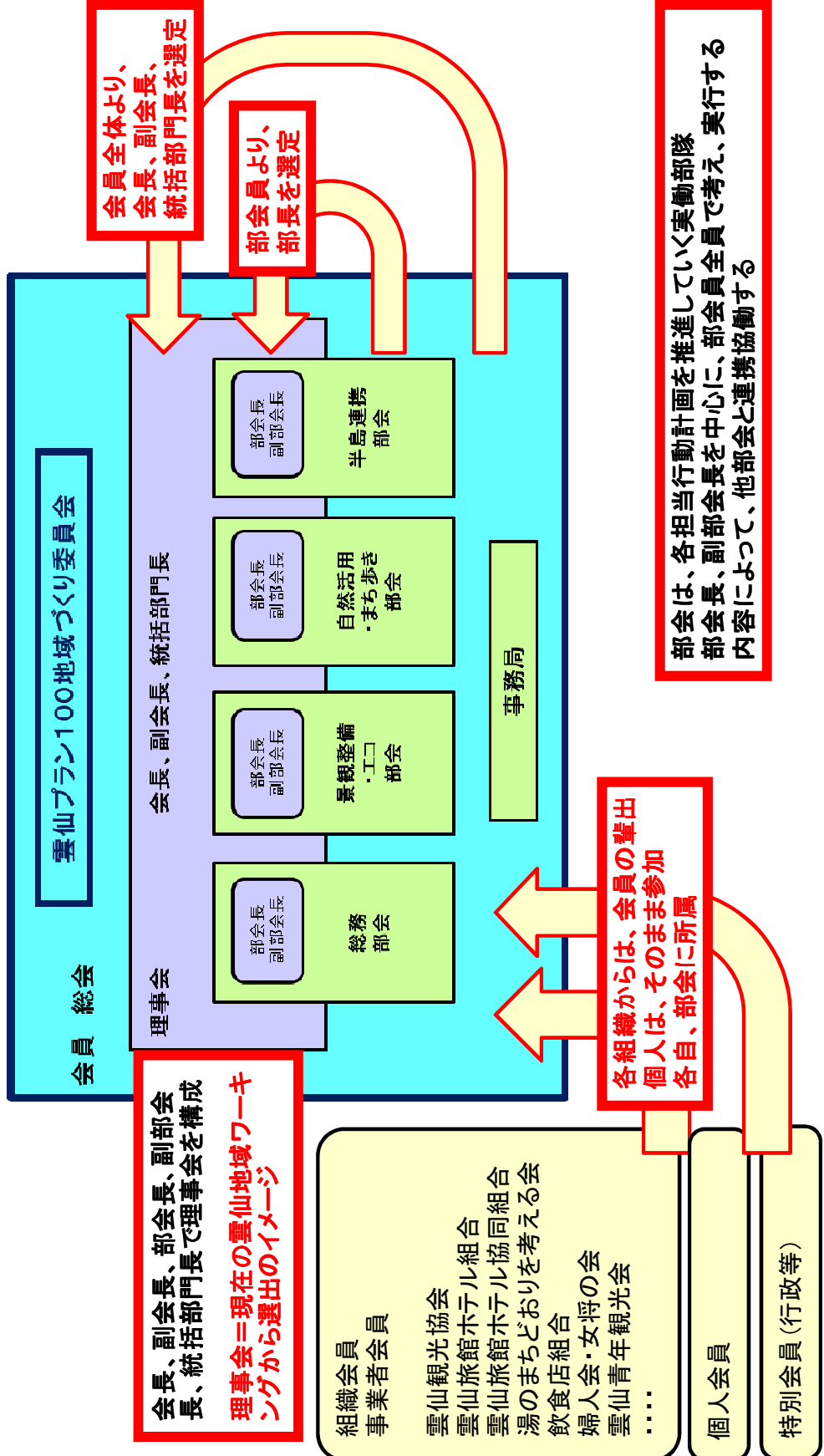
今後



島原半島・行政関係者・専門家 活動報告・意見交換会 (現在の策定委員会メンバーをはじめとした半島内外の方々が参加)
 雲仙地域 活動報告・意見交換会 (雲仙地域の各組織の長をはじめ雲仙地域の人が参加)

活動報告・意見交換会 = 現在の地域委員会、策定委員会に相当
 : 活動進捗状況や計画等の報告を行い、評価や意見交換を行う

総会 : 年間活動計画、予算等の委員会としての最高意志決定機関 総会 = 現在の雲仙地域ワーキング + α (オール雲仙) のイメージ
 理事会 : 年間計画に則り、委員会の具体的活動の意志決定機関



雲仙プラン100地域づくり委員会 規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、雲仙プラン100地域づくり委員会という。

（事務所）

第2条 この会は、主たる事務所を長崎県雲仙市小浜町雲仙 320 番地（社団法人雲仙観光協会）に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この会は、自然と人、人と人、地域と地域が豊かな関係（つながり）を築き、美しく元気な郷土を未来の子どもたちへ伝え（つなげ）、国内外から人が訪れ（国内外からの来訪者と地域の魅力がつながり）、訪れた人も、住む人も、働く人も、みんなが満足度 100%で元気になる（笑顔でつながる）地域を目指すため、雲仙天草国立公園雲仙地域（以下、雲仙地域）のあり方を示した中長期の地域再生行動計画「雲仙プラン100」を実現すること、並びに島原半島が一体となった（つながりの）中での雲仙温泉の再生と国立公園の再生を実現することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 島原半島が一体となった取り組みの強化を図る活動
- (2) 雲仙地域の自然資源の保全・再生・継承を図る活動
- (3) 人と地球にやさしい、安全・安心な国立公園・観光地の実現を図る活動
- (4) 地域の恵みを活かしたゆっくり癒され楽しめる滞在型国立公園・観光地の実現を図る活動
- (5) 持続可能な推進体制の構築を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う個人及び団体の活動に関する連絡、調整、協力、助言、支援又は協働の活動

（事業）

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、下記の活動に係る事業を行う。

(1) 中間支援活動に係る事業

1. 島原半島が一体となった相互理解の促進の為の事業
2. 島原半島が一体となった連携による地場産業の活性化の為の事業
3. 島原半島が一体となった半島を楽しむしかけづくりの為の事業
4. 島原半島が一体となった半島資源の保全・継承の為の事業
5. 島原半島が一体となったマーケティング、ブランディング、戦略的情報発信の為の事業
6. 雲仙地域の自然資源の保全・再生・継続の為の事業
7. 雲仙地域の環境・景観に配慮した取り組み、循環型まちづくりの推進の為の事業
8. 雲仙地域の安全・安心な食、商品、サービスの提供及びまち歩きのための整備の為の事業
9. 雲仙地域の自然を楽しむ新たな仕組み・仕掛けづくりの為の事業
10. 雲仙地域の歩きたくなる街づくりの為の事業
11. 雲仙地域の長期滞在に対応できる宿泊環境づくりの為の事業
12. 雲仙地域のマーケティング、ブランディング、戦略的情報発信の為の事業
13. 上記事業の持続可能な推進のための組織づくり・継続・発展の為の事業
14. 上記事業の持続可能な推進のための人材育成の為の事業
15. その他前各号の事業に付帯する各種事業、並びに、この会の目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

1. 各種ガイドツアー、アクティビティー、体験プログラム等に関する事業
2. 各種イベントに関する事業
3. 各種ガイドツアーやアクティビティー、体験プログラムの紹介並びにツアーデスクの設置運営に関する事業
4. 各種仲介、仲卸、貸し出し、預かりに関する事業
5. 各種資源の保全・再生・継承・復元・活用・PR等に関する事業
6. 登山道、園路、園地、地獄、源泉、熱源等の整備・管理等に関する事業
7. 各種調査研究、研修、人材育成、教育に関する事業
8. 情報収集・整理・加工・活用・提供・発信サービスに関する事業
9. 各種国立公園事業の執行に関する事業
10. 人材派遣に関する事業
11. 各種出版に関する事業
12. 各種経営、商品・サービス造成に関する助言、支援、コンサルティングに関する事業
13. 宿泊施設、商店、飲食店及び文化・スポーツ施設の経営及び交通に関する事業
14. その他前各号の事業に付帯する各種事業、並びに、この会の目的達成のために必要な事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会し、各事業に積極的に関わる個人
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会し、各事業を賛助する個人及び団体
- (3) 特別会員 この会の目的に賛同する、国及び地方自治体並びに公的広域機関

(入会)

第7条 この会に入会しようとするものは、会長に所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 若干名

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この会の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) この会の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理に意見を述べ、若しくは理事の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、無報酬とする。

(職員)

第 20 条 この会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 事務局長その他職員の処遇については、理事会に諮り別途定める。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。)その他新たな務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員及び特別会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、事前に通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したもののみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第 7 章 活動報告・意見交換会、島原半島ワーキンググループ

(活動報告・意見交換会)

第 39 条 この会は、活動報告・意見交換会を設置することができる。

(1) 活動報告・意見交換会は、島原半島活動報告・意見交換会並びに雲仙地域活動報告・意見交換会の2種とする。

(2) 島原半島活動報告・意見交換会は、年1回程度開催することとし、雲仙プラン100策定委員会の専門委員、行政等委員、島原半島地域委員、雲仙地域委員を基本とし、その他必要なメンバーを加えることができる。

(3) 雲仙地域活動報告・意見交換会は、年2回程度開催することとし、雲仙地域内に存在する各種組織の長を基本とし、その他必要なメンバーを加えることができる。

(4) 島原半島活動報告・意見交換会と雲仙地域活動報告・意見交換会は、必要に応じて、共同で開催できることとする。

(5) 各活動報告・意見交換会は、会長が招集する。

(6) 各活動報告・意見交換会は、本会の活動の進捗状況や年間計画等の報告を行い、報告内容やその他の評価や意見交換を行う他、概ね5年ごとの雲仙プラン100を見直す際にその意見を聞くことができる。

(島原半島ワーキンググループ)

第40条 この会は、島原半島ワーキンググループを設置することができる。

- (1) 島原半島ワーキンググループは、雲仙プラン100島原半島ワーキングメンバーをはじめ、関係行政機関、島原半島関係者であれば、だれでも参加することができる。
- (2) 島原半島ワーキンググループは、会長及び半島部会長が招集する。
- (3) 島原半島ワーキンググループは、本会の活動のうち、島原半島が一体となって行う事業や島原半島と連携して行う事業等において連携・協働する他、概ね5年ごとの雲仙プラン100を見直す際にその意見を聞くことができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この会の資産は、これを分けて中間支援活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この会の資産は、会長が管理する。

(会計の原則)

第44条 この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この会の会計は、これを分けて中間支援活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 53 条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 54 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする中間支援活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、社団法人雲仙観光協会に譲渡するものとする。

(合併)

第 56 条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第10章 雑則

(細則)

第 58 条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、この会の成立の日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長

副会長

理事

監事

- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年の総会までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年12月31日までとする。
- 6 この会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 個人 12,000 円／年 (1,000 円／月)
 - (2) 賛助会員 年会費 法人・団体[一口] 30,000 円／年
個人[一口] 3,000 円／年
学生[一口] 2,000 円／年
 - (3) 特別会員 年会費 0 円／年
- 7 期中入会の会費は、入会月から月額にて納めるものとする。
- 8 親子、兄弟、夫婦で正会員になる場合の会費は、まとめて1人分の会費とする。

「雲仙プラン100地域づくり委員会」 入会申込書（正会員）

※正会員 この会の目的に賛同して入会し、各事業に積極的に関わる個人

私は、貴会の目的ならびに活動内容に賛同し、入会を申し込みます。

平成24年2月1日

雲仙プラン100地域づくり委員会 会長 殿

申込氏名 _____ 印

住 所 〒 _____

TEL (_____) — FAX — _____

職業 _____

E-mail _____

携帯 mail _____

署名 _____

※印鑑をお持ちでない場合は署名をお願いします。

会費：1口12,000円/年（1,000円/月）

※会費の納入について、希望される方に○をつけてください。

1. 分割による銀行引落
2. 一括による銀行振込

（会費の納入方法については、手続き終了後、後日再度ご案内させていただきます。）

※本日申込みをされた方は平成24年2月1日からの正会員となります。

「雲仙プラン100地域づくり委員会」 入会申込書（賛助会員）

※賛助会員 この会の目的に賛同して入会し、各事業を賛助する個人及び法人・団体

（本団体 ・ 本法人 ・ 私）は、貴協会の目的ならびに活動内容に賛同し、賛助したいので入会を申し込みます。

平成24年2月1日

雲仙プラン100地域づくり委員会 会長 殿

申込団体・法人名称

申込団体・法人の代表者又は個人加入時 氏名 印

担当者氏名（役職）

住所 〒

TEL () — FAX —

E-mail

携帯 mail

署名

※印鑑をお持ちでない場合は署名をお願いします。

申込団体 活動内容等

登録会員数 名・組織

申込種別 団体(1口30,000円/年) ・ 個人(1口3,000円/年) ・ 学生(1口2,000円/年)

*学生の場合は、身分証明書のコピーを添付してください。

申込口数： 口

※会費の納入について、希望される方に○をつけてください。

1. 分割による銀行引落 2. 一括による銀行振込

（会費の納入方法については、手続き終了後、後日再度ご案内させていただきます。）

※本日申込みをされた方は平成24年2月1日からの正会員となります。

「雲仙プラン100地域づくり委員会」 入会申込書（特別会員）

※特別会員：この会の目的に賛同する、国及び地方自治体並びに公的広域機関

本組織は、貴会の目的ならびに活動内容に賛同し、入会を申し込みます。

平成24年2月1日

雲仙プラン100地域づくり委員会 会長 殿

申込組織名

代表者 氏 名 _____ 印

担当者氏名（役職） _____

住 所 〒 _____

TEL (_____) _____ FAX _____

E-mail _____

携帯 mail _____

署名 _____

※印鑑をお持ちでない場合は署名をお願いします。

※本日申込みをされた方は平成24年2月1日からの正会員となります。